

1 組織改編の視点と内容

- 令和7年度を計画開始期とする第9次豊田市総合計画における「ミライ構想」の実現に向けて、**5年間で特に注力する**取組の方向性を示した、「ミライ実現戦略2030」を**着実かつ迅速に推進**するために、市役所の組織体制を見直す。

<組織改編のポイント>



複数部局にまたがる施策の連携体制の強化（**横串連携強化**）



機能集約と課の新設等による施策の主となる部署の**明確化**

全体 総合的な推進体制の強化



- 複数の部局をまたぐ施策の推進体制を強化するために、ミライ実現戦略推進プロジェクトを設置し、**部局間の連携体制の強化**を図る。
- ミライ実現戦略推進プロジェクト本部と取組目標ごとに個別プロジェクトを設置する。
- プロジェクトは専従職員と兼務職員で構成し、各部・各課の業務と調整を図りながらミライ実現戦略の取組目標の達成に向けて業務を進める。

<個別プロジェクト>

こどもミライPJ、つながりミライPJ、産業ミライPJ、都市環境ミライPJ、脱炭素ミライPJ

取組目標 1 こどもが多様な生き方・暮らし方を選択できる



- 学び・体験・観光など魅力を生かす機会の充実を図るために、**（仮称）魅力創造部を新設**
- とよた地域クラブ活動を始め、多様な学び・体験ができる機会の充実を図るために、**（仮称）学び体験推進課を新設**
- スポーツツーリズムの推進に関する業務（スポーツ振興課所管）及び観光業務（商業観光課所管）を統合した、**（仮称）観光戦略課を新設**し、魅力向上を図る
- **（仮称）シティプロモーション戦略課を新設**し、シティプロモーション体制を強化することで、まちの魅力を更に発信するとともに、まちへの愛着及び誇りの向上を図る

取組目標 2 誰もがつながり合いの中で安心して自分らしく暮らすことができる



- 地域支援課と市民活躍支援課の一部を統合した、**（仮称）地域交流課を新設**し、地域課題に対する市民活動との連携により対応力の強化を図る
- 外国人やLGBTQ等、地域で暮らす方への支援環境体制の充実を図るために、**（仮称）多様性社会共創課を新設**（関係：国際まちづくり推進課・男女共同参画センター）
- こども・若者・家庭を対象とする相談機能の集約・強化と母子保健の充実を図るため、**（仮称）こども・若者相談課と（仮称）おやこ応援課を新設**（こども家庭課を分離）

取組目標 3 産業中枢都市として深化し続ける



- **（仮称）人材活躍課を産業労働課から分離新設**し、全業種を対象とした人材確保（雇用支援）及び人材育成の支援
- 産業労働課の企業支援と商業観光課の商業支援を集約した、**（仮称）産業振興課を新設**し、商業、製造業、建設業等の区別なく事業者支援を実施

取組目標 4 将来を展望した都市環境の形成を進める



- **都市計画課を都市整備部に移し**、市街地整備、定住施策、交通施策等の企画調整・総括を担うことで快適な都市環境形成のための連携強化を図る
- ※土地利用の総合調整業務は企画課が所管、地籍調査業務を農地整備課から都市計画課へ移管
- 山村地域の持続可能な暮らしの仕組みづくりを推進する、**（仮称）総合山村室を新設**
- ※参事級をトップとし、山村地域のまちづくりの統括として支所やその他関係部署と連携を図る
- ※企画課のおいでん・さんそん担当、地域支援課の山村振興担当、定住促進課の山村地域の定住施策を集約

取組目標 5 脱炭素社会の実現に挑戦する



- 脱炭素ミライプロジェクトを立ち上げ、複数部局にまたがる施策をとりまとめ

その他 組織の適正化

- 核家族化や社会潮流の変化が進む中、合葬墓など市民が安心できる最期のあり方を検討するため、古瀬間聖苑の管理等も一体的に担う**（仮称）やすらぎ福祉総務課を新設**（関係課：公園緑地つかう課、総務監査課）
- 公民連携（市内事業者のノウハウ活用含む）など多様な手法による事業の企画から実施、入札不調・不成立を踏まえた市内事業者の参画促進、建築事業の計画的な実施に向けた総合調整を担う**（仮称）建築企画課を新設**

2 分掌事務（改編対象の部のみ記載）

太字：追加、下線：修正等

部の名称	分掌事務
企画政策部	(1) 基本施策の企画に関すること。 (2) 総合的な計画に係る事業の調整に関すること。 (3) 土地利用の計画及び総合調整に関すること。 (4) 予算に関すること。 (5) 資産保有の最適化及び総合調整に関すること。 (6) 持続可能な未来都市の推進に関すること。 (－) 都市計画に関すること。※都市整備部へ移管
地域活躍部 (旧地域振興部)	(1) <u>市民の活躍及び交流</u> に関すること。 (2) 地域自治区及び地域協議会に関すること。 (3) 自治振興に関すること。 (4) 地域のまちづくりに関すること。 (5) ボランティア及び NPO に関すること。 (6) <u>多文化共生</u> 及び国際交流に関すること。 (7) <u>ジェンダー平等</u> に関すること。 (8) <u>山村地域の支援</u> に関すること。 (9) 交通安全及び防犯に関すること。 (10) 防災に関すること。
魅力創造部 (旧生涯活躍部)	(1) <u>市民の学び及び体験</u> に関すること。 (2) <u>観光及び誘客</u> に関すること。 (3) <u>シティプロモーション</u> に関すること。 (4) 文化に関すること(次条第 1 号に掲げるものを除く。) (5) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
こども・若者部	(1) <u>少子化対策</u> に関すること。 (2) <u>こども及び若者の支援</u> に関すること。 (3) <u>子育て及び家庭の支援</u> に関すること。 (4) こども園に関すること。
福祉部	(1) 地域福祉に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) 障害者福祉に関すること。 (4) 高齢者福祉に関すること。 (5) 後期高齢者医療及び医療費の助成に関すること。 (6) <u>公営墓地及び火葬場</u> に関すること。

産業部	(1) <u>産業振興</u> に関すること。 (2) <u>労働行政</u> に関すること。 (3) 都心地区の活性化に関すること。 (4) 農業、林業及び水産業に関すること。 (5) 土地改良に関すること。
都市整備部	(1) <u>都市計画</u> に関すること。 (2) 都心地区の整備に関すること。 (3) 市街地再開発に関すること。 (4) 交通対策に関すること。 (5) 区画整理に関すること。 (6) 公園に関すること。 (7) 建築確認及び開発許可に関すること。 (8) 公共施設の建築に関すること。 (9) 定住促進に関すること。 <u>(山村地域を除く。)</u>